様式第1 (第1条関係)

事業継続力強化支援計画に係る認定申請書

令和5年6月27日

岩手県知事 達増 拓也 殿

> 岩手県滝沢市鵜飼御庭田 92-3 滝沢市商工会 会長 阿部 正喜

岩手県滝沢市中鵜飼 55 滝沢市長 武田 哲

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第1項の規定に基づき、 別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

(備考)

- 1 申請者名は、事業継続力強化支援計画を共同して作成する全ての商工会又は商工会議所及び関係市町村の住所、名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

認定を受けようとする計画に係る情報の提供及び助言を行う商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員の氏名: <u>石川 則一、</u> <u>齋藤 陽一、北村 愛笑</u>

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I. 現状

1. 滝沢市の災害等リスク

(1) 位置·面積

滝沢市は、盛岡市の北西部に位置し、東は盛岡市、西は雫石町、北は八幡平市に接しており、東西約 14km、南北約 20km、総面積 182.46 平方 km である。

市の北西部には秀峰岩手山があり、広く山麓を市域内に抱える。市域の東端は北上川、南端は零石川が流れ、気候は内陸性気候である。盛岡市と隣接する地域をはじめとして、滝沢駅の周辺などに住宅密集地が分散している。

【洪水ハザードマップ】

滝沢市では、平成 25 年 3 月に防災マップを作成し、令和元年 9 月には過去の災害状況などを 基に、防災マップを最新の情報に更新している。

滝沢市のハザードマップによると、諸葛川流域の48時間総雨量460mm、木賊川流域の48時間総雨量313mmの降雨を前提とした浸水深を表示している。

【土砂災害ハザードマップ】

滝沢市のハザードマップによると、市内には土石流危険区域及び急傾斜地崩壊危険箇所を表示している。

【地震: J-SHIS】

滝沢市に影響を及ぼすおそれのある地震として、内陸直下型地震については北上低地西縁断層帯北部地震及び北上低地西縁断層帯南部地震を想定し、海溝型地震については平成23年東北地方太平洋沖地震クラスの地震を想定する。

地震ハザードステーションの想定地震地図 (J-SHIS MAP) によると、滝沢市に今後30年間で震度6弱以上の地震が発生する確率は0.6%、震度5弱以上の地震が発生する確率は9.8%とされている。

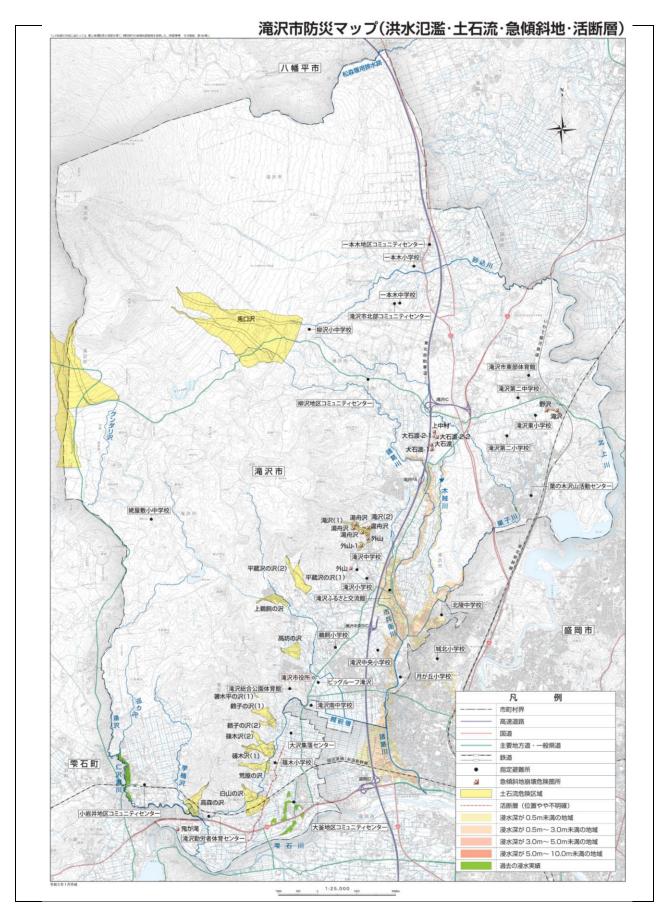
【火山:防災計画火山災害】

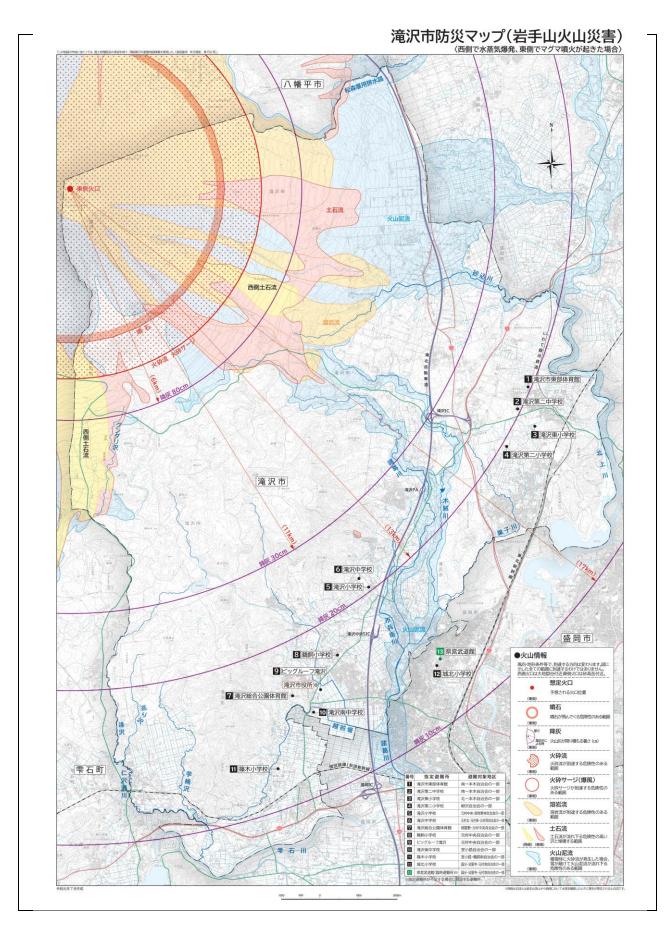
滝沢市の防災計画火山災害対策によると、東岩手で発生が予測される火山現象として、大きな噴石が降下するのは火口から $4 \, \mathrm{km}$ 以内と想定し、降下火砕物(火山灰)は火山の東側方向に降り積もり、市内においては $10 \sim 30 \, \mathrm{cm}$ の降灰を予測している。

火砕流は火口から 5 k mの範囲を危険な区域と想定し、土石流は山麓の集落の一部にまで到達する可能性がある。

融雪型火山泥流は冬季間には岩手山に2mを越える積雪があり、火砕流・火砕サージにより雪が急激に溶け融雪型火山泥流が発生する可能性がある。

融雪型火山泥流は、火砕流・火砕サージの流下する方向で発生するものであるから、全ての範囲で融雪型火山泥流が流下し氾濫するものではないが、被害の範囲は最も広く、砂込川、諸葛川、木賊川などの流域で氾濫する可能性があると予測している。





【その他】

令和元年 10 月の台風 19 号が日本列島を直撃した際は、本市では一時的な停電はあったものの、大きな被害には至らなかった。

【感染症】

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあり、社会的影響をもたらすことが懸念されている。

滝沢市は人口の約4割が盛岡市に通勤や通学で流出するベッド タウンであり、新型コロナウイルス感染症ではそれらの市で発生した患者との濃厚接触により感染した例が多く出ていることから、滝沢市民が外部で感染して持ち込まれる可能性が高いと予想される。

(2) 商工業者の状況

- 管内商工業者数
- 1,287社
- ・地区内小規模事業者数 1,011社

【内訳】

産業分類	商工業者数	うち小規模事業者数	備考(事業所の立地状況
			等)
建設業	268	2 5 6	市内に広く分散している
製造業	8 7	7 1	市内に広く分散している
電気・ガス・熱供給・水道	2	2	市内に広く分散している
業			
情報通信業	2 5	2 5	市内に広く分散している
運輸業	4 9	3 3	市内に広く分散している
卸売・小売業	3 1 7	172	市内に広く分散している
金融・保険業	2 0	1 9	市内に広く分散している
不動産	7 6	7 5	市内に広く分散している
専門・技術サービス	5 9	5 5	市内に広く分散している
飲食店・宿泊業	1 1 8	8 6	市内に広く分散している
生活関連サービス業	1 2 6	1 2 1	市内に広く分散している
教育・学習支援業	3 1	2 8	市内に広く分散している
医療・福祉	2 0	1 5	市内に広く分散している
複合サービス業	6	6	市内に広く分散している
サービス業(他に分類され	8 3	4 7	市内に広く分散している
ないもの)			
合計	1, 287	1, 011	

(資料:総務省・経済産業省「令和元年経済センサス」)

4. これまでの取組

(1) 滝沢市の取組

① 滝沢市地域防災計画の策定

滝沢市は、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害対策基本法(昭和36年 法律第223号)第42条の規定に基づき、滝沢市防災会議が作成する計画で、滝沢市、岩手 県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の各防災関係機関がそれぞれ全機能 を有効に発揮し、相互協力して防災対策に万全を期するために必要な災害予防対策、災害応急対 策及び災害復旧・復興に関する事項を策定しており関係機関等に周知している。

② 総合防災訓練の実施

災害発生時の被害を最小限にとどめるため、毎年9月1日の防災の日を中心とする防災週間等を考慮し、地震等各種災害による大規模災害の発生を想定し、自衛隊等の関係機関、地域住民等と一体となり、総合防災訓練を行っている。

特に、災害時における自衛隊との連携強化を図るため、自衛隊の参加を得て、自衛隊災害派遣 要請訓練及び災害派遣時に行う救援活動に係る各種の訓練を実施している。

③ 観測体制の整備

滝沢市及び防災関係機関は、観測体制の整備充実及び観測結果の防災対策への活用を図るため、 それぞれが設置している観測施設のデータの相互利用を進めるなど、協力及び連携体制の強化に努 めている。

④ 通信施設・設備の整備

滝沢市は、防災行政無線(同報系・移動系)のデジタル化を推進するとともに通信施設に係る非常用電源設備の整備等に努めている。また、市役所及び各自主防災組織並びに指定避難所となる各施設に移動系無線機を配備している。

⑤ 避難場所等の整備

滝沢市は、次の事項に留意するとともに、施設の管理者の同意を得て、地域の実情に応じ、地区 ごとに避難場所等を指定するとともにその整備に努めている。この場合、過去の災害の状況や新た な知見を踏まえて、避難場所等の指定について必要に応じて随時見直しを行っている。

⑥ 備蓄食糧等の整備

滝沢市は、災害発生直後から飲料水、食料、生活必需品等の流通が確保されるまでの間、被災者の生活を支えるため、最低限必要な物資の備蓄を行うとともに、住民及び事業所における物資の備蓄を促進している。

⑦ 防災マップの作製・配布

滝沢市は、避難計画の周知を行うため、防災訓練の実施及び防災マップ等の作成・本編 第2章 災害予防計画 1-2-16 配布等を行うよう努めている。防災マップ等の作成に当たっては、河川近傍 や 浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努

め、住民等の参加も考慮している。

2) 滝沢市商工会の取組

① 事業者BCPに関する国の施策等の周知と計画策定支援

平成 23 年の東日本大震災をはじめとする大規模災害等において、直接被害はもとより、サプライチェーンにも大きな影響が出る等、「防災」及び「災害時における事業継続」の重要性を再認識し、企業が策定するBCP(事業継続計画)に対する必要性が高まっている。これを踏まえ、令和元年7月の中小企業強靭化法の施行により、中小企業の防災・減災への取組みを支援するため、「事業継続力強化計画」による認定制度が新たに創設されたことを受けて、滝沢市商工会では当該計画策定に関わる支援を行っている。具体的には、地区内小規模事業者に対し、国が発行した「事業継続力強化計画認定制度」のリーフレット等を小規模事業者へ巡回訪問等により配布し周知を行っている。

② BCP策定セミナーの実施及び参加勧奨

今までに滝沢市商工会主催の小規模事業者向けBCP策定セミナーを実施したほか、岩手県や 岩手県商工会連合会が実施している危機管理やBCPセミナーへの参加勧奨を行っている。

③ 災害リスクに備えた共済及び損害保険への加入促進

小規模事業者に対する火災や地震など自然災害によるリスク軽減を図るため、経営、休業、自動車、労災事故、賠償責任などに備える各種損害保険等の取扱いを行うとともに、全国商工会連合会、岩手県商工会連合会、岩手県火災共済協同組合、損害保険会社等と連携し加入促進を行っている。

④ 災害時における被災状況の収集及び特別相談窓口の設置

火災や地震など自然災害の際、会員事業所をはじめ地区内商工業者の被災状況の情報収集に努めるとともに、岩手県商工会連合会と滝沢市に被災状況を報告している。また、大規模災害時には本会に緊急特別相談窓口を設置し、資金繰りをはじめとする各種経営支援や各種補助金等の情報発信・活用により被災事業所の事業再建支援に努めている。

Ⅱ 課題

(1) 事業者のBCP策定への意識の向上

地域内におけるBCP策定状況は巡回等で確認した限りでは策定している事業所は非常に少なく、小規模事業者のほとんどが策定していないのが現状である。

また、事業者BCP策定に関する本会の取組みについても、BCP計画の重要性への普及及び啓発段階であり、事業者BCPの策定支援が本格化していない。今後、事業者BCPやリスクマネジメントの普及推進等を図るため、支援体制を強化していくことが必要である。

(2) 職員のBCP策定支援に必要なスキルとノウハウが低い

職員のBCP策定の支援に必要なスキルが備わっていないことから、専門知識や経験豊富な専門家との協力体制が必要である。また、共済・保険に対する助言を行える職員も不足していることから職員の資質の向上が必要である。

(3) 応急対策に関する滝沢市との連携が不十分

自然災害が発生した際、地域商工業者の被害状況等の調査把握・報告に留まっており、滝沢市との協力体制が具体的に確立されていない他、応急対応等にあたっての災害マニュアルが未整備であり、発災時の安否確認や被害状況確認について行政との連絡体制や情報共有、役割分担など効果的な支援の実行ができていない。

(4) 感染症予防策が徹底されていない

地域内小規模事業者に対して感染拡大防止対策や各業界のガイドラインに則した対応の徹底、体調不良者を出社させないルール作りや感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の重要性について周知するに留まっている。

Ⅲ 目標

滝沢市地域防災計画に基づき、今にでも発生し得る大規模自然災害等に備えた中小企業等に対する事前防災や事後の素早い復旧等の対策について、市、商工会が一つになって取組むこととし、特に、市内小規模事業者に対して「いかなる大規模自然災害が発生しても、経済活動を機能不全に陥らせない」ことを目標とした事業継続力強化のため次の取組を行う。

①市内小規模事業者へのBCP策定支援の強化

災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知するとともに、専門家や損保会社等との連携による個別支援の体制を構築し、小規模事業者のBCP策定支援を強化する。

②被害の把握・報告ルートの確立

発災時における連絡体制を円滑に行うため、当市、当会との間における被害情報報告ルート を構築する。

③速やかな応急・復興支援策を行うための連携体制の確立

発災後速やかな応急対策や復興支援策が行えるよう、組織内における体制、滝沢市建設業協会等関係機関との連携体制を平時から構築する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間(令和5年8月1日~令和10年3月31日)

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

滝沢市商工会と滝沢市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

<1. 事前の対策>

滝沢市地域防災計画及び滝沢市新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、本計画との整合性を整理し、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

市内小規模事業者に対するBCP策定の必要性についての普及・啓発を目的として、年度 事業計画に次の事業毎に目標数を定め、それぞれの目標達成に向けた取組を行う。

①ハザードマップによるリスクの周知

経営指導員等が巡回指導の際に滝沢市防災マップ等を用いながら、事業所立地場所の自然 災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策(事業休業への備え、水災補償等 の損害保険・共済加入等)について説明する。

②広報等による啓発活動

商工会報や市広報、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、 損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。

③事業者BCP策定に関する支援

小規模事業者に対し、事業者BCP (即時に取組可能な簡易的なもの含む)の策定による 実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。

また、事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

④新型ウイルス感染症に関する周知

新型ウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。

また、業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する等、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。

商工会が取り扱っているリスク軽減のための損害保険等

- ■財産のリスク
 - ○火災・自然災害、地震・噴火等に伴う建物・什器の損害補償
 - ○自動車運行に伴う事故の賠償補償
- ■休業のリスク
 - ○事業主・従業員の休業所得補償
 - ○災害に伴う営業損失補償
- ■経営のリスク
 - ○取引先の倒産に伴う債権回収困難になった場合の備え
 - ○事業主・家族・従業員のけが、病気、がん等への備え
 - ○廃業・退職後の生活資金積立
 - ○従業員の退職金積立
- ■自動車のリスク
 - ○自動車運行に伴う事故の賠償補償
- ■労災事故のリスク
 - ○業務災害・ハラスメント等の管理者賠償責任補償

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

当会の「危機管理マニュアル」を令和5年3月に更新した。

3) 関係団体等との連携

災害に関するリスク管理やAED操作等の職員向け研修会をはじめ、BCP策定セミナー や個別支援について連携する損保会社等に専門家の派遣を依頼し協力を求める。

また、関係機関への普及啓発ポスターの掲示やリーフレット等の備え付けを依頼する。

4) 事業者BCP策定のフォローアップ

市内小規模事業者のBCP策定の取組状況を把握、毎年度、策定の有無・内容等について データベース化するとともに、計画更新が的確に行われているかどうかのフォローアップを 行う。

また、当会と当市で定期的に会議を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る連絡体系の構築

自然災害(令和元年台風第 19 号及び平成 23 年東日本大震災クラス)が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を行う。また、必要に応じて訓練を実施する。

< 2. 発災後の対策>

災害発災時には、人命救助を第一として、その上で次の手順で地区内の被害状況を把握し、応 急対応方針の決定をはじめ、関係機関への連絡等の対策を進めることとする。

1) 応急対策の実施可否の確認

①発災後3時間以内に職員の安否を報告

当市、当会それぞれのBCPに従い安否確認を行う。安否確認の際、(1)本人・家族の被災 状況、(2)近隣の家屋や道路に関する大まかな被害状況、(3)出勤できる状態かどうかについ ても、できるだけ情報を集めることとする。

■各団体の安否確認の対象と目標時間

団体名	安否確認の対象と目標時間		
滝沢市企業振興課	【職員】発災後速やかに緊急連絡網(携帯電話)にて確認		
滝沢市商工会	【職員】発災後1時間以内にLINEグループ機能にて確認		
	【正副会長】3時間以内に携帯電話・Eメールにて確認		
	【役員】1日以内に携帯電話にて確認		
	【会員】5日以内に会員安否を確認		

②安否確認等の結果の共有と関係機関等への連絡

発災後3時間以内には、当市、当会間で安否確認結果や大まかな被害状況等を共有する。

■安否確認結果の連絡窓口

2 (A) Pro-11/2 (Carrotte)			
団 体 名	安否確認結果の連絡窓口		
	第1順位	第2順位	
滝沢市企業振興課	課長	総括主査	
滝沢市商工会	事務局長	上席の経営指導員	

③新型インフルエンザ等の感染症発生時の対応

国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・ うがい等の徹底を行う。 感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基 づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、滝沢市における感染症対策本部設置に基 づき当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。 (豪雨における例) 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する等。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、1日以内に情報共有する。

■被害規模の目安

被害規模	被害の状況		
大規模な被害がある	・地区内 10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 1 %程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。		
被害がある	・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。		
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。		

[※]なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものと考える。

■被害情報等の共有間隔

期間	情報共有する間隔
発災後~1週間	1日に2回共有する
1週間~1ヶ月	1日に1回共有する
1ヶ月~3ヶ月	1週間に1回共有する
3ヶ月以降	1月に1回共有する

<3. 発災時における指示命令系統・連絡体制>

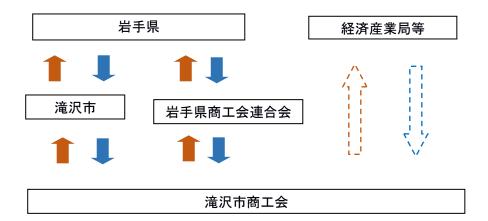
発災時に市内事業者の被害状況の報告及び指揮命令の仕組みを構築し、二次被害を防止するため被災地域での活動を行うことについての決定、被害の確認方法・被害額の算定方法、共有した情報の県等への報告方法について、あらかじめ確認しておく。

1) 指示命令系統・連絡体制図

自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑 に行うことができる仕組みを構築する。

なお、感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と当市が共有した情報を岩手県の指定する方法にて当会又は当市より岩手県へ報告する。

■連絡体制図



2) 共有した情報の報告方法

当会と当市が共有した情報を当会は岩手県商工会連合会へ、当市より岩手県へ報告する。 なお、当会が岩手県商工会連合会へ報告する手段として、岩手県商工会連合会作成の緊急 時連絡先にメールで報告するとともに、商工会災害状況報告システムを活用する。

<4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援>

①相談窓口の開設

当会は市と協議の上、安全性が確認された場所において相談窓口を開設する。また、国・県からの相談窓口設置に関し特別の要請を受けた場合はこれに従うものとする。

また、感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

②被害状況の把握と被災事業者施策の周知

地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認するとともに、応急時に有効な被災事業者 施策(国・県・市等の施策)について、巡回訪問をはじめとして、会報、ホームページ、説 明会等により町内小規模事業者等へ周知する。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援>

- 〇岩手県及び滝沢市の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ○被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派 遣等を県等に相談する。

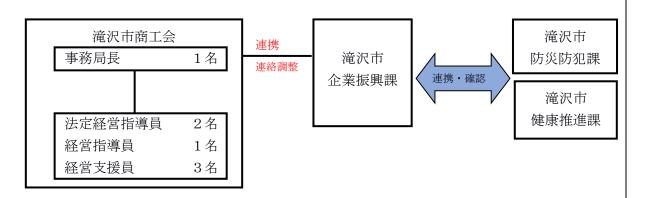
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和5年4月現在)

(1) 実施体制(商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制/経営指導員の関与体制等)



- (2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営 指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制
- ①当該経営指導員の氏名、連絡先

■氏 名:石川 則一

■連絡先:滝沢市商工会 TEL:019-684-6123

②当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度等)

商工会の法定経営指導員を中心として、本計画の具体的な取組や実行を行うものとし、随時、小規模事業者に対する災害リスクの周知をはじめ事業者BCPの策定支援等の進捗状況を管理し、四半期ごとに進捗状況を共有する。また、他の職員に対し、指導及び助言を行いながら、目標達成に向けた進捗管理、事業の評価・見直しを実施する。

- (3) 商工会、関係市町村連絡先
- ①商工会

₹020-0655

岩手県滝沢市鵜飼御庭田 92-3

滝沢市商工会

Tel: 019-684-6123 Fax: 019-687-3090

Mail: takizawa@shokokai.com

②関係市町村

〒020-0692

岩手県滝沢市中鵜飼 55

滝沢市経済産業部企業振興課

Tel: 019-656-6536(直通) Fax: 019-684-5479

Mail: kigyo@city.takizawa.iwate.jp

(別表3) 事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
业	要な資金の額	100	100	100	100	100
	• 専門家派遣費	30	30	30	30	30
	・セミナー開催費	30	30	30	30	30
	・パンフ、チラシ 作成費	40	40	40	40	40

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

会費収入、滝沢市補助金、岩手県補助金、手数料収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携 して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

	連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所
	並びに法人にあっては、その代表者の氏名
連携者なし	
	連携して実施する事業の内容
	(上)40 (八)(E) (3 年入1) FI
\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	
連携者なし	
	連携して事業を実施する者の役割
	世傍して事業を美施りの有の反前
連携者なし	
	連携体制図等
連携者なし	